

第十八条から第二十九条まで 削除

附則第三十四条中「公的年金各法」を「公的年金に関する法律」に改める。

第一百六条 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

附則第二十二条第一項を次のように改める。

当分の間、基礎年金勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合には、当該剰余金のうち、基礎年金給付費、国民年金勘定及び厚生年金勘定への繰入金並びに年金保険者たる共済組合等（第百十一条第一項第一号ロに規定する年金保険者たる共済組合等をいう。第二項において同じ。）への交付金の財源に充てるために必要な金額を、積立金として積み立てるものとする。

附則第二十二条第四項を同条第六項とし、同条第三項中「第一項の」を「同勘定に所属する」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「前項の」を「基礎年金勘定に所属する」に、「同項の」を「同勘定に所属する」に、「基礎年金勘定」を「同勘定」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 基礎年金勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上不足を生じた場合その他政令で定める場合に

は、政令で定めるところにより、同勘定に所属する積立金から補足するものとする。

3 基礎年金勘定に所属する積立金は、基礎年金給付費、国民年金勘定及び厚生年金勘定への繰入金並びに年金保険者たる共済組合等への交付金の財源に充てるために必要がある場合には、予算で定める金額を限り、基礎年金勘定の歳入に繰り入れることができる。

第七百七条 特別会計に関する法律の一部を次のように改正する。

第一百一十一条第一項第一号ロ中「第五条第十項」を「第五条第九項」に、「年金保険者たる共済組合等」を「実施機関たる共済組合等」に改め、同項第二号ハ中「年金保険者たる共済組合等」を「実施機関たる共済組合等」に改め、同条第三項第一号イ中「厚生年金保険事業」を「厚生年金保険の実施者たる政府に係る厚生年金保険事業」に改め、同号中ルをヲとし、ロからヌまでをハからルまでとし、イの次に次のように加える。

ロ 実施機関（厚生年金保険法第二条の五第一項に規定する実施機関をいい、厚生労働大臣を除く。以下この節において同じ。）からの拠出金

第一百一十一条第三項第二号イ中「厚生年金保険事業」を「厚生年金保険の実施者たる政府に係る厚生年金

「保険事業」に改め、同号中ホをへとし、ロからニまでをハからホまでとし、イの次に次のように加える。

ロ 実施機関への交付金

第百十一条第七項第二号イ中「厚生年金保険事業」を「厚生年金保険の実施者たる政府に係る厚生年金保険事業」に改め、同号ロ中「日本年金機構」を「実施機関及び日本年金機構」に改める。

第百十四条第一項第一号中「管掌者たる政府又は各年金保険者たる共済組合等」を「実施者たる政府又は各実施機関たる共済組合等」に改め、同条第二項中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改め、同条第六項中「厚生年金保険事業」を「厚生年金保険の実施者たる政府に係る厚生年金保険事業」に改める。

第百十六条第一項及び第四項中「厚生年金保険事業」を「厚生年金保険の実施者たる政府に係る厚生年金保険事業」に改める。

第百二十条第一項中「各年金保険者たる共済組合等」を「各実施機関たる共済組合等」に改め、同条第二項中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 毎会計年度実施機関から厚生年金勘定に受け入れた金額が、当該年度における厚生年金保険法第十四条の四第一項の規定により実施機関から受け入れるべき金額に対して超過し、又は不足する場合

附則第二十二條第一項及び第三項中「年金保険者たる共済組合等」を「実施機関たる共済組合等」に改める。

附則第二十四條第一項中「厚生年金保険法附則第十八條第一項の規定による拠出金並びに」を削り、「次項第二号」を「次項」に、「附則第十九條及び第二十條」を「附則第二十條」に改め、同條第二項を次のように改める。

2 第二百二十條第一項の規定は、毎会計年度平成八年厚生年金等改正法附則第二十條の規定により平成八年厚生年金等改正法附則第三十二條第二項に規定する存続組合から厚生年金勘定に受け入れた金額が、当該年度において平成八年厚生年金等改正法附則第二十條の規定による納付金の金額に対して超過し、又は不足する場合について準用する。

(特別会計に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第百八条 附則第百六条の規定による改正後の特別会計に関する法律附則第二十二條第一項及び第二項の規定は、平成十九年度の決算から適用する。

第百九条 附則第百七条の規定による改正後の特別会計に関する法律の規定は、平成二十二年度の予算から適用し、平成二十一年度の収入及び支出並びに同年度以前の決算に関しては、なお従前の例による。

(健康保険法の一部改正)

第百十条 健康保険法の一部を次のように改正する。

第百八条第四項中「厚生年金保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法に基づく老齢又は退職を支給事由とする年金である給付」を「又は厚生年金保険法による老齢を支給事由とする年金たる給付」に改める。

(障害共済年金が支給される者の特例)

第百十一条 附則第四十條第一項の規定により障害共済年金が支給される者又は附則第六十三條第一項の規定により障害共済年金が支給される者に係る前条の規定による改正後の健康保険法第百八条の規定の適用については、同条第二項中「障害厚生年金の支給」とあるのは「障害厚生年金又は被用者年金制度の一元

化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第 号）附則第四十条第一項の規定による障害共済年金（以下この項及び第五項において「国家公務員障害共済年金」という。）若しくは同法附則第六十三条第一項の規定による障害共済年金（以下この項及び第五項において「地方公務員障害共済年金」という。）の支給」と、「障害厚生年金の額」とあるのは「障害厚生年金又は国家公務員障害共済年金若しくは地方公務員障害共済年金の額」と、「障害厚生年金」とあるのは「障害厚生年金又は国家公務員障害共済年金若しくは地方公務員障害共済年金」と、同条第五項中「障害厚生年金」とあるのは「障害厚生年金若しくは国家公務員障害共済年金若しくは地方公務員障害共済年金」とす

（船員保険法の一部改正）

第百十二条 船員保険法の一部を次のように改正する。

第二条第九項第一号中「弟妹」を「兄弟姉妹」に改める。

第七十条第四項中「、厚生年金保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）に基づく老齢又は退職を支給事由とする年金である給

「付」を「又は厚生年金保険法による老齢を支給事由とする年金たる給付」に改める。

(障害共済年金が支給される者の特例)

第百十三条 附則第四十条第一項の規定により障害共済年金が支給される者又は附則第六十三条第一項の規定により障害共済年金が支給される者に係る前条の規定による改正後の船員保険法の規定の適用については、同法第七十条第二項中「障害厚生年金の支給」とあるのは「障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第 号）附則第四十条第一項の規定による障害共済年金（以下「国家公務員障害共済年金」という。）若しくは同法附則第六十三条第一項の規定による障害共済年金（以下「地方公務員障害共済年金」という。）の支給」と、「障害厚生年金の額」とあるのは「障害厚生年金又は国家公務員障害共済年金若しくは地方公務員障害共済年金の額」と、「障害厚生年金」とあるのは「障害厚生年金又は国家公務員障害共済年金若しくは地方公務員障害共済年金」と、同条第五項中「障害厚生年金」とあるのは「障害厚生年金若しくは国家公務員障害共済年金若しくは地方公務員障害共済年金」と、同法第八十六条第二項及び第八十九条中「障害厚生年金」とあるのは「障害厚生年金又は国家公務員障害共済年金若しくは地方公務員障害共済年金」とする。

(労働者災害補償保険法の一部改正)

第百十四条 労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

別表第一第三号中「及び当該同一の事由により国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)、地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第一百五十二号)又は私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の規定による障害共済年金又は遺族共済年金が支給される場合」を削る。

(労働者災害補償保険法の一部改正に伴う経過措置)

第百十五条 前条の規定による改正後の労働者災害補償保険法別表第一第三号の規定の適用については、同号中「規定する場合」とあるのは、「規定する場合及び当該同一の事由により被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第 号) 附則第五条第三号に規定する改正前国共済法、同条第六号に規定する改正前地共済法又は同条第九号に規定する改正前私学共済法の規定による障害共済年金又は遺族共済年金が支給される場合」とする。

(障害共済年金等が支給される者の特例)

第百十六条 附則第四十条第一項の規定により障害共済年金若しくは遺族共済年金が支給される者又は附則

第六十三条第一項の規定により障害共済年金若しくは遺族共済年金が支給される者に係る附則第百十四条の規定による改正後の労働者災害補償保険法の規定の適用については、同法第十四条第二項中「障害厚生年金」とあるのは「障害厚生年金若しくは被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第 号）附則第四十条第一項の規定による障害共済年金（以下「国家公務員障害共済年金」という。）若しくは同法附則第六十三条第一項の規定による障害共済年金（以下「地方公務員障害共済年金」という。）」と、同法別表第一第一号（イ及びロ以外の部分に限る。）中「障害厚生年金」とあるのは「障害厚生年金若しくは国家公務員障害共済年金若しくは地方公務員障害共済年金」と、「遺族厚生年金」とあるのは「遺族厚生年金若しくは被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第四十条第一項の規定による遺族共済年金（以下「国家公務員遺族共済年金」という。）若しくは同法附則第六十三条第一項の規定による遺族共済年金（以下「地方公務員遺族共済年金」という。）」と、同号イ中「障害厚生年金」とあるのは「障害厚生年金又は国家公務員障害共済年金若しくは地方公務員障害共済年金」と、同号口中「遺族厚生年金」とあるのは「遺族厚生年金」と、「国家公務員障害共済年金」とあるのは「国家公務員遺族共済年金」と

と、「地方公務員障害共済年金」とあるのは「地方公務員遺族共済年金」と、同表第二号中「又は遺族厚生年金」とあるのは「若しくは遺族厚生年金又は国家公務員障害共済年金若しくは国家公務員遺族共済年金若しくは地方公務員障害共済年金若しくは地方公務員遺族共済年金」とする。

(地方税法の一部改正)

第一百七十七条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七百六条第二項中「厚生年金保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法に基づく老齢若しくは退職」を「又は厚生年金保険法に基づく老齢」に改める。

(旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の一部改正)

第一百八条 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭和二十五年法律第二百五十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第三項中「ついでには、」の下に「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第 号）第三条の規定による改正前の」を加える。

(防衛省の職員の給与等に関する法律の一部改正)

第百十九条 防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）の一部を次のように改正する。

附則第四項を削り、附則第五項を附則第四項とする。

（社会保険審査官及び社会保険審査会法の一部改正）

第百二十条 社会保険審査官及び社会保険審査会法（昭和二十八年法律第二百六号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第九十条」の下に「同条第二項及び第六項を除き、」を加える。

第十九条及び第三十二条第二項中「第九十一条」を「第九十一条第一項」に改める。

（株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律の一部改正）

第百二十一条 株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律（昭和二十九年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号中「国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第七十二条第一項

（長期給付の種類等）、国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第二百二十九

号) 第三条 (施行日前に給付事由が生じた給付の取扱)、地方公務員等共済組合法 (昭和三十七年法律第百五十二号) 第七十四条 (長期給付の種類) 及び第百五十八条 (給付の種類) を「厚生年金保険法 (昭和二十九年法律第百十五号) 第三十二条 (保険給付の種類) に規定する保険給付 (政府から給されるものを除く。) 並びに国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法 (昭和三十三年法律第百二十九号) 第三条 (施行日前に給付事由が生じた給付の取扱)、地方公務員等共済組合法 (昭和三十七年法律第百五十二号) 第百五十八条 (給付の種類)」に改め、「私立学校教職員共済法 (昭和二十八年法律第百四十五号) 第二十条第二項 (長期給付)」を削る。

(株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二百二十二条 附則第三十六条第一項に規定する年金である給付及び附則第四十条第一項の規定による年金たる給付、附則第五十九条第一項に規定する年金である給付及び附則第六十三条第一項の規定による年金たる給付並びに附則第七十六条に規定する年金である給付は、株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律の規定 (沖縄振興開発金融公庫法 (昭和四十七年法律第三十一号) 第十九条第五項において準用する場合を含む。) の適用については、株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する

法律第二条第一項に規定する恩給等とみなす。

(国民健康保険法の一部改正)

第二百二十三条 国民健康保険法の一部を次のように改正する。

第七十三条第一項第一号イ中「第三条第一項第八号」を「第三条第一項第九号」に改める。

第七十六条の三第二項中「厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法に基づく老齢若しくは退職」を「又は厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)による老齢」に改める。

附則第六条第一項第三号から第七号までを次のように改める。

三 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第 号。次号から第七号までにおいて「平成十九年一元化法」という。)による改正前の国家公務員共済組合法

四 平成十九年一元化法による改正前の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第百二十九号)

五 平成十九年一元化法による改正前の地方公務員等共済組合法

六 平成十九年一元化法による改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号）

七 平成十九年一元化法による改正前の私立学校教職員共済法

附則第七条第四項中「第三条第一項第八号」を「第三条第一項第九号」に改める。

附則第十二条第一項中「又は給料の月額及び期末手当等の額」を削り、「標準給与の月額及び標準賞与の額」を「標準報酬月額及び標準賞与額」に改める。

（児童扶養手当法の一部改正）

第二百二十四条 児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号及び第八号を削り、第九号を第六号とし、第十号から第十五号までを三号ずつ繰り上げる。

第三十条中「公的年金給付に係る年金制度の管掌者たる組合」を「法律によつて組織された共済組合」に改める。

(児童扶養手当法の一部改正に伴う経過措置)

第二百二十五条 改正前国共済法及び改正前国共済施行法、改正前地共済法及び改正前地共済施行法並びに改正前私学共済法に基づく年金たる給付は、児童扶養手当法の適用については、前条の規定による改正後の同法第三条第二項に規定する公的年金給付とみなす。

(所得税法の一部改正)

第二百二十六条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第三十一条第一号中、「国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)」及び「私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)」を削る。

第七十四条第二項第九号中「国家公務員共済組合法」の下に「(昭和三十三年法律第二百二十八号)」を加え、同項第十一号中「私立学校教職員共済法」の下に「(昭和二十八年法律第二百四十五号)」を加える。

第二百三条の三第二号中「国家公務員共済組合法第七十二条第一項第一号(長期給付の種類等)に掲げる退職共済年金」を削る。